

平成 23 年度教育活動方針

I 教育理念

技術教育を通しての人間教育

II 教育目標

- 1 社会の要請に応える人間性豊かな技術者を育成する。
- 2 社会における果たすべき使命を自覚し、創意と工夫のできる技術者を育成する。
- 3 科学技術に積極果敢に取り組む、誠実で逞しい精神力を備えた技術者を育成する。
- 4 自他の健康と安全に配慮ができる、健康で明朗な技術者を育成する。

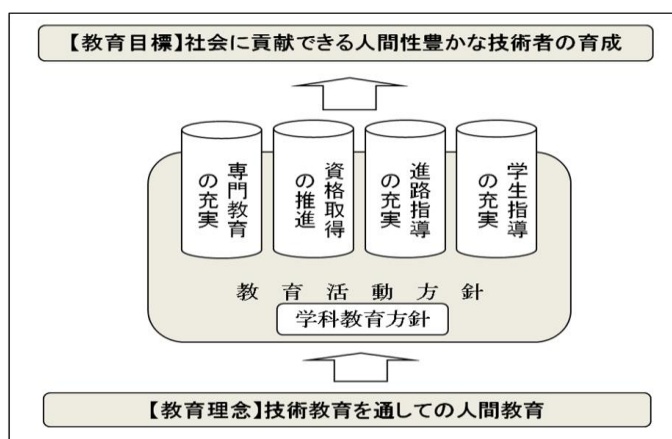
III 教育方針

- 1 専門教育の充実
- 2 資格取得の推進
- 3 進路指導の充実
- 4 学生指導の充実

IV 教育体系

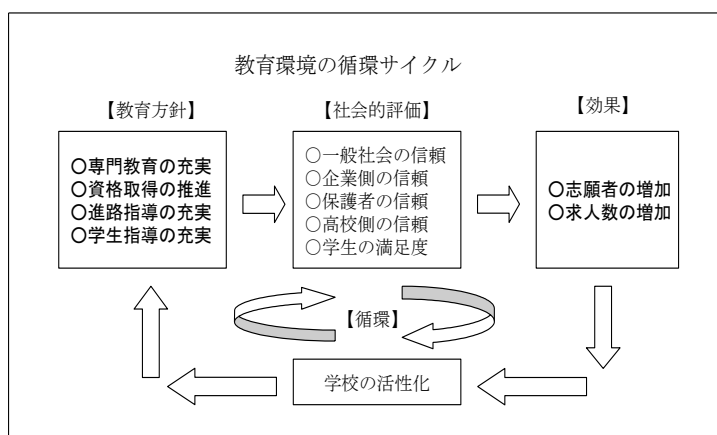
本校の教育体系は、教育理念を基に、上記の4項目の教育方針を柱として教育目標の実現を目指すものである。したがって、全ての教職員は本校教育の4本柱を教育活動の拠り所として、教育目標の実現に努めなければならない。

なお、4本柱の詳細は教育活動方針、および学科教育方針に示す。



V 教育環境の循環サイクル

教育環境の循環サイクルは、教育体系を前提に、本校教育が活性化する過程を視覚的に示したものである。図から分かるように、本校の教育が活性化し社会的評価を受けるためには、教育の4本柱（教育方針）がバランスよく機能し、それぞれが所期の目標を達成することが何よりも大切である。



VI 本年度の具体的方針

本年度は、昨年度より試行してきました6S管理の手法を全ての教育活動に適用し、6S管理を通じた教育環境の整備を推進していきます。あわせて、教職員の資質能力の向上を目指します。このことにより本校教育の4本柱（教育方針）を一層強固なものにするとともに、当たり前のことが当たり前にできる専門学校を目指します。

1 6S管理

(1) 6S管理とは

6S管理とは、教職員の教育活動における基本的な行動様式を規定するもので、実践と評価を繰り返し教育環境の整備を推進するシステムである。このことを通して、整然とした規律ある学習環境を作るとともに、教育の質的向上を目指すものである。なお、6Sの実践状況は定期的に点検するとともに、評価情報は教職員にフィードバックし教育活動の改善に資するものとする。6Sとは次表の6項目である。

S	項目	意味	詳細
1	整理 (Seiri)	分別すること	必要な物と不必要な物をはっきり分けて、無駄な物を購入したり、放置しないこと
2	整頓 (Seiton)	明示すること	整理して残した物を使いやすいように合理的に並べ替え、誰にでも分かるように明示すること。
3	清掃 (Seisou)	行動すること	手に掃除道具を持って、該当の場所を、すがすがしくきれいにすること。
4	清潔 (Seiketsu)	維持すること	整理・整頓・清掃を行った、上記「3S」状態をきちんと維持していくこと。
5	躰 (Sitsuke)	習慣化すること	決められたことを、いつも正しく守れるよう習慣化すること。
6	安全 (Safety)	事故のないようにすること	上記「5S」を通して、危険を予測し、危険を回避すること。

(2) 実施事項

1 職員室（事務室も含む）の管理 [整理、整頓、清掃、清潔]
（机上进行整頓し周りに積み上げた物が無い、見通しの良い明るい職員室（事務室）を目指す！）

2 HR教室の管理 [整理、整頓、清掃、清潔、躰]
（汚れ、ごみ、不要な物が無い美しい教室を目指す！）

3 実習工場（高柳校舎）の管理 [整理、整頓、清掃、清潔、躰、安全]
（必要な装置が整然と並んだ、安全で美しい実習工場を目指す！）

4 実習室（昭和町校舎）の管理 [整理、整頓、清掃、清潔、躰、安全]
（準備室は機器等を整然と配置するとともに、ゴミ一つないきれいで明るい美しい実習室を目指す！）

5 実習（高柳校舎）の管理 [整理、整頓、清掃、清潔、躰、安全]
（学生が意欲を持って臨み、真に学習効果の上がる実習指導を目指す！）
（昭和町校舎の実習もこれに準じる）

6 授業（座学）の管理 [整理、整頓、清掃、清潔、躰]
（学生が意欲を持って取り組む、分かり易い授業を目指す！）

7 授業中（座学、実習）、校外研修、通学途上等の学生管理 [躰、安全]
（授業中等における事故や問題行動は、学校の管理責任が問われる。したがって、教員は、授業中等の学生の動向に細心の注意を払い、事故等のないように指導する）

（3）6 S 管理の点検と評価

本年度よりスタートする、人事考課の試行に合わせ、6 S 管理に基づく点検と評価を実施する。

(1) 評価基準

評価基準は、チェックシート（別紙）に基づき、良い、普通、悪いの3項目で実施する。

(2) 点検と評価者

①授業、実習等は、校長、副校長、教頭。

②HR 教室、実習室、実習工場は、両校舎の教務部長。点検と評価にあたっては、両校舎の教務部長が同時に点検し、評価は合議により決定する。

(3) 点検の実施時期

①については随時。

②については毎週1回、放課後に実施する。

(4) 評価表の開示

①については随時本人に説明する。

②については実施後速やかに担当者にフィードバックする。

(5) 人事考課への反映

学校が収集した資料として、人事考課へ反映する。

（4）6 S 管理推進委員会

6 S 管理の実施及び検証等を行うため、6 S 管理推進委員会を設置する。

(1) 目的

6 S 管理を推進するとともに、諸問題等について協議し運営会議に提案する。

(2) 組織

副校長（高柳校舎）、教務部長（2名）、教員4名（両校舎から各2名）

(3) 協議事項

6 S 管理の啓発・推進について。実施上の諸問題、改善点について。実施後の検証等について。

2 教職員の資質・能力の向上

本校は教育目標の一つとして資格取得の推進を掲げています。本年度もこの趣旨にしたがい、学生が社会に通用する国家資格が取得できるよう、強力な指導をお願いします。あわせて、教職員には当該学科が目指す資格（学科教育方針の学科の目指す資格）と同等か、それより上位の資格の受験を義務づけます。

目標は、それぞれの学科の中心となる資格の上位資格です。

なお、受験に関わる事項の詳細は次のとおりです。

(1) 受験の義務化について（すでに上位資格に合格の教職員は除外）

本年度中に計画を立て受験すること。（当初面談で聴取）

なお、合格することが第一義であるが、可否にかかわらず、学生に範を垂れることが重要である（率先垂範の心構え）。このことが、今後の学習指導に活かされるとともに、本校の教育力の高さを示すバロメータにもなるので留意のこと。

(2) 学校の支援について

受験に際して必要な受験料、交通費は学校負担（但し、2回まで）。

(3) 顕彰について

合格した資格・検定の難易度に応じて理事長賞または科技専賞を贈り顕彰する。

(4) 給与等への反映について

合格した資格・検定に応じて、新賃金規定A-3表のポイント（合計6ポイントまで）を付与する。また、自己啓発の一部として人事考課へ反映させる。